

佐賀県規則第 27 号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（出納員の任命） 第 10 条 略 <u>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者を出納員に任命することができる。この場合においては、前項の規定は適用しないものとする。</u> <u>3～5 略</u> （指定公金事務取扱者） 第 50 条 略 2～4 略 5 第 47 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、第 1 項の規定により指定を受け、収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者（以下「収納受託者」という。）が第 2 項に規定する歳入等を収納する場合に準用する。この場合において、「会計管理者、出納員及び経理員」及び「会計管理者又は委任出納員」とあるのは「<u>収納受託者</u>」と、「現金領収日付印」とあるのは「<u>収納事務受託者領収日付印</u>（知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、当該契約で定めた日付印）」と、「払込通知書兼領収証書」とあるのは「<u>現金払込領収証書</u>」と、「払込書」とあるのは「<u>現金払込書</u>」と、「払込領収済通知書」とあるのは「<u>現金払込領収済通知書</u>」と、「。次項」とあるのは「（知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをしたときは、当該契約で定めた日時）。次項」と、「高等学校その他の県立学校において授業料を収納したときは、納入書及び納入領収済通知書に代えて、現金払込領収済通	（出納員の任命） 第 10 条 略 <u>2～4 略</u> （指定公金事務取扱者） 第 50 条 略 2～4 略 5 第 47 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、第 1 項の規定により指定を受け、収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者（以下「収納受託者」という。）が第 2 項に規定する歳入等を収納する場合に準用する。この場合において、「会計管理者、出納員又は経理員」及び「会計管理者又は委任出納員」とあるのは「<u>収納受託者</u>」と、「現金領収日付印」とあるのは「<u>収納事務受託者領収日付印</u>（知事が特別の事情があると認め、かつ、契約に特別の定めをした場合は、当該契約で定めた日付印）」と、「払込通知書兼領収証書」とあるのは「<u>現金払込領収証書</u>」と、「払込書」とあるのは「<u>現金払込書</u>」と、「払込領収済通知書」とあるのは「<u>現金払込領収済通知書</u>」と、「。次項」とあるのは「（知事が特別の事情があると認め、契約に特別の定めをしたときは、当該契約で定めた日時）。次項」と、「高等学校その他の県立学校において授業料を収納したときは、納入書及び納入領収済通知書に代えて、現金払込領収済通

改正前	改正後
知書を添えなければならない」とあるのは「収納受託者が、納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付したときは、払込みに際して、現金払込書並びに納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書を添えることを要しない」と読み替えるものとする。 6～9 略 (監督、検査又は確認) 第117条 略 2 収支等命令者は、監督、検査又は確認を契約の相手方の申出により行う旨の契約を行うときは、<u>監督・検査・確認申請書</u>を契約の相手方が提出する旨を契約しなければならない。 3 収支等命令者は、第1項の規定により監督、検査又は確認を行う旨の契約をするときは、次の各号に掲げる給付の種類に応じ当該各号の期間内に、これを行う旨を契約しなければならない。ただし、契約の性質上当該期間内に行うことが著しく困難な特殊な内容を有するものについては、契約の相手方との合意により、第1号に掲げる給付にあつては21日以内、第2号に掲げる給付にあつては15日以内に行う旨を契約することができる。 (1) 工事に係る給付 <u>監督・検査・確認申請書</u>の提出があつた日から14日以内 (2) 工事に係る給付以外の給付 <u>監督・検査・確認申請書</u>の提出があつた日から10日以内 4・5 略 6 第4項の規定により監督、検査又は確認を行った者は、<u>監督・検査・確認結果報告書</u>を作成し、自ら契約を締結した者にあつてはこ	知書を添えなければならない」とあるのは「収納受託者が、納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送付したときは、払込みに際して、現金払込書並びに納入書及び納入領収済通知書又は返納書及び返納領収済通知書を添えることを要しない」と読み替えるものとする。 6～9 略 (監督、検査又は確認) 第117条 略 2 収支等命令者は、監督、検査又は確認を契約の相手方の申出により行う旨の契約を行うときは、<u>監督・検査・確認に係る申請書</u>を契約の相手方が提出する旨を契約しなければならない。 3 収支等命令者は、第1項の規定により監督、検査又は確認を行う旨の契約をするときは、次の各号に掲げる給付の種類に応じ当該各号の期間内に、これを行う旨を契約しなければならない。ただし、契約の性質上当該期間内に行うことが著しく困難な特殊な内容を有するものについては、契約の相手方との合意により、第1号に掲げる給付にあつては21日以内、第2号に掲げる給付にあつては15日以内に行う旨を契約することができる。 (1) 工事に係る給付 <u>監督・検査・確認に係る申請書</u>の提出があつた日から14日以内 (2) 工事に係る給付以外の給付 <u>監督・検査・確認に係る申請書</u>の提出があつた日から10日以内 4・5 略 6 第4項の規定により監督、検査又は確認を行った者は、<u>監督・検査・確認に係る結果報告書</u>を作成し、自ら契約を締結した者にあつてはこ

